

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年12月6日

鳥取県立厚生病院長 皆川 幸久

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

医療ガス設備保守点検業務 一式

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 業務の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### (4) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の業種区分の全てに登録されている者であること。

ア 薬品類の医療薬品

イ 医療・理化学機器類の医療機器または建物等の保守管理のその他設備管理（運転保守）

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成29年12月15日（金）正午までに4の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（3）の場所に必ず連絡すること。

### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有している者であること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

### (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の13に規定する基準に適合している者として一般財団法人医療関連サービス振興会の認定を受けている者であること。

### (6) 平成24年4月1日以降に、200床以上の病院において「診療の用に供するガス設備の保安管理について」（昭和63年7月15日付け健政発第410号厚生省健康政策局長通知）に基づく医療ガス設備の保守点検業務（供給設備から配管末端器までの構造設備全体を点検対象とする業務であって、業務期間が1年以上のものに限る。以下「類似業務」という。）を元請けとして完了した実績を有する者であること。

### (7) 本件業務に係る業務責任者として、類似業務に関し3年以上の経験を有する者であって、高圧ガス保安法（昭和26年

法律第 204 号)の規定による販売主任者又は製造保安責任者の資格を有し、かつ、公益財団法人医療機器センターが行う医療ガス安全管理者講習会(旧医療ガス保安管理技術者講習会)(5年以内の講習会とする。継続講習会を含む。)を修了した者を、1名以上配置できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続に関する担当部局

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局管財課施設担当

電話 0858-22-8181

電子メール kouseibyouin@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 業務の仕様に関する担当部局

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局管財課施設担当

電話 0858-22-8181

#### (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

#### (4) 入札説明書等の交付方法

平成29年12月6日(水)から同月27日(水)までの間にインターネット上の鳥取県立厚生病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成29年12月6日(水)から同月27日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

(1)に同じ

#### (5) 郵便等による入札

不可とする。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

平30年1月17日(水) 午前11時 即時開札

##### イ 場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院 第3会議室(外来・中央診療棟5階)

### 5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類として入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類(以下「事前提出物」という。)を、4の(1)の場所に平成29年12月27日(水)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者並びに開札の時において競争入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 123 条第 3 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 本件入札の入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成 29 年 11 月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。